

静 設 協 第 9 号
令和3年4月30日

一般社団法人静岡県設備設計協会
正会員 様

一般社団法人静岡県設備設計協会
会長 植田 賢司

提 案 書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法第58条1項、同条4項、第59条並びに一般社団法人静岡県設備設計協会定款第17条5項の規定に基づき、総会の決議事項及び報告事項について、下記のとおり提案いたします。

つきましては、別紙「同意書」により、令和3年5月14日（金）までに必着すべく郵送にてご送付下さいますようお願いいたします。

なお、全正会員の異議がない場合のみ、この提案が承認されますのでよろしく願いいたします。

記

理事植田賢司の提案の内容

<決議事項>

第1号議案 令和2年度収支決算の承認に関する件

第2号議案 役員を選任に関する件

<報告事項>

- (1) 令和2年度事業報告について
- (2) 令和3年度事業計画について
- (3) 令和3年度収支予算について
- (4) 新会員の入会について
- (5) 令和3年度理事会の開催予定について
- (6) 事務局の体制について

提案趣旨：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会員が一堂に会して行う形での第9回定時総会を中止したが、定時総会は年に1回、毎年の事業年度終了後一定の時期に招集しなければならないとされており、(法人法第36条第1項)今回は書面でのみなし総会において承認を求めるものである。

提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされる日

令和3年5月14日（金）とする。

添付資料：

- (1) 第9回定時総会資料
- (2) 定時総会決議事項の提案について
- (3) みなし決議総会の開催根拠
- (4) 同意書

みなし決議総会の開催根拠

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(社員総会の決議の省略)

第 58 条 1 項 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該制度につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなす。

第 58 条 4 項 第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 59 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

*一般社団法人でいう「社員」とは、社会一般的にいう「従業員」ではなく、社員総会において、議案を提出したり、その決議に参加し、議決権を行使する者を言います。株式会社でいう「株主」に似た立場になります。

2 一般社団法人静岡県設備設計協会定款

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

5 **前 4 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。**